

慶應義塾健康保険組合理事長 殿

雇用保険の取扱に関する申立書

被扶養認定対象者の _____ は、_____ 年 _____ 月 _____ 日 付で退職いたしました。雇用保険（失業等給付）については下記のとおりのため、被扶養者として認定していただきたく申請いたします。

なお、雇用保険法の失業等給付を受給した場合は、受給開始または受給終了の際には必ず速やかに健康保険組合に報告いたします。健康保険組合に報告せずに給付を受けるなど、違反が判明した場合は被扶養者の資格を遡って喪失することを了承し、その期間うけた健康保険の給付等はすべて清算し、国民健康保険へ加入することを誓います。

記

雇用保険（失業等給付）について

- 基本手当 技能習得手当 教育訓練支援給付金 傷病手当 求職活動支援金
 その他（ _____ ）

受給終了
_____ 年 _____ 月 _____ 日 終了

受給予定
_____ 年 _____ 月 _____ 日 頃に申請（予定）のため、
_____ 年 _____ 月 _____ 日 まで受給待機となる見込み

受給しない

受給を延長する
（事由） _____ のため、受給期間延長となる見込み

退職前に加入していた健康保険組合から「傷病手当金」を受給中または予定 _____ 基本日額 _____ 円

退職前に加入していた健康保険組合から「出産手当金」を受給中または予定 _____ 基本日額 _____ 円

未加入

受給資格なし

以上

_____ 年 _____ 月 _____ 日

記号 _____ 番号 _____

被保険者氏名： _____

退職された方の被扶養者認定における申請手続きについて

慶應義塾健康保険組合

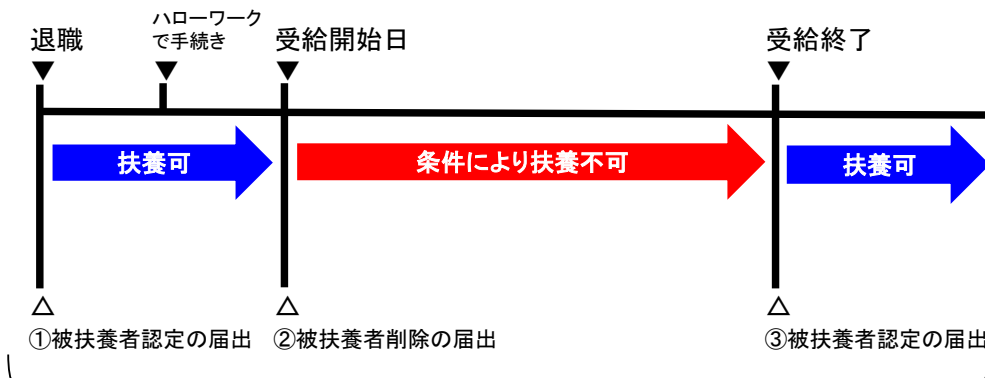
退職で、求職中のために雇用保険の失業等給付を受給する場合、**基本手当日額が3,612円(60歳以上は5,000円)を超える方は、被扶養者として認定することができません。**

ただし、受給開始までの待期期間および給付制限期間中は、被保険者により主として生計維持される場合、被扶養者認定の届出が可能です。

基本手当日額が上記の基準額を超え、給付金を受給している期間に、当健康保険組合の保険証を使用した場合は、後日医療費の返還請求をいたします。

※雇用保険からの給付金(失業給付、傷病手当等)、健康保険からの傷病手当金や出産手当金等の休業補償を受けている方は、その受給期間中は原則認定対象外となります。

《手続きの流れ》



①～③は、当健保組合への手続きです。

《届出時の提出書類》

届出の種類	提出期限	提出書類
①被扶養者認定の届出	事 象 発 生 日 か ら 5 日 以 内	<ul style="list-style-type: none"> ・家族(被扶養者)異動届 ・世帯全員の住民票 ⇒続柄記載、マイナンバー記載なし、発行から3か月以内のもの ・退職日を証明する書類の原本 ⇒退職証明書または健康保険資格喪失証明書等 ・雇用保険の取扱に関する申立書
②被扶養者削除の届出		<ul style="list-style-type: none"> ・家族(被扶養者)異動届 ・雇用保険受給資格者証の両面の写し(後日提出可) ⇒初回認定後、「認定(支給)期間」および「支給金額」に印字があるもの
③被扶養者認定の届出		<ul style="list-style-type: none"> ・家族(被扶養者)異動届 ・世帯全員の住民票 ⇒続柄記載、マイナンバー記載なし、発行から3か月以内のもの ・雇用保険受給資格者証の両面の写し(後日提出可) ⇒最終認定後、「支給終了」の印字があるもの